

CSRの概念と最新動向

蟻生俊夫

最近、新聞、雑誌等でCSRというキーワードを目にする機会が大幅に増えている。このCSRはCorporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略称である。企業の社会的責任というと、日本では、これまで1970年代の公害問題や、1990年代のメセナ、フィランソロピーなどをテーマとし、経団連、経済同友会等を通して既に真剣かつ活発な議論がなされてきた。しかし、ここ数年で取り上げられているCSRは、コンプライアンス（法令遵守）や企業倫理、環境保全対策、コーポレート・ガバナンスなどのさまざまな対応まで含んでいることに違いがある。

CSRに専門的に取り組むべく、CSR部といったCSRと名のつく部署を新設したり、これまでの環境報告書をCSR報告書として発行したりする企業事例も数多く見られる。日本経済新聞社4紙の記事を検索すると、2002年から「CSR」のキーワードが使われはじめ、2004年以降になると「企業の社会的責任」と「CSR」の掲載件数は逆転し、「CSR」単独でとりあげられる記事の方が多くなっているのが現状である。

1. CSRが注目される背景

近年このCSRに関心が集まる背景を以下に紹介すると、まず、日米欧などで相次ぎ発生している企業不祥事の影響を受け、消費者からの厳しい企業行動批判の声が大きくなっている点があげられる。そのため、従来の利益至上主義や会社中心主義を是正し、節度ある企業活動を求める機運が強まっている。

次に、国際化や情報化の進展に伴い、世界的な市場での企業間競争が繰り広げられ、発展途上国やNGOから、貧富の格差拡大、環境破壊などへの対策となる国際的な原則、ガイ

ドラインなどを制定するニーズが高まってきている。そして、ISO（国際標準化機構）による規格化や、国連によるCSRガイドライン制定などの動きが活発化している。

さらに、市場における企業評価の手段として、収益性や成長性だけでなく、社会性、倫理性をも考慮した社会貢献度の高い企業に投資する「社会的責任投資(Socially Responsible Investment ; SRI)」が急速に脚光を浴び、株主の観点からもCSRを軽視できなくなってきた。

2. CSRの定義と分類

水尾・田中（2004）によれば、CSRとは、「企業組織と社会の健全な成長を保護し、促進することを目的として、不祥事の発生を未然に防ぐとともに、社会に積極的に貢献していくために企業の内外に働きかける制度的義務と責任」と定義される。この定義からわかるように、今日注目されているCSRにおいては、企業の持続的な発展を目的とすること、多様なステークホルダー（利害関係者）への対応を考慮すること、が特徴的と言える。

CSRには、コンプライアンスや社会貢献活動など多様な概念を含んでおり、その内容は非常に多彩である。CSRは、法律を守るといった当然の責務から、積極的に企業の経営資源を活用して社会を改善するといったレベルまでいろいろある。加えて、CSRでは、「誰に対する責任か」も重要な視点である。そこで、このCSRのレベルとして法的責任、経済的責任、倫理的責任、社会貢献的責任の4つを考え、対象として各企業の消費者・取引先、従業員などのステークホルダーをとりあげる。こうして整理した結果を表1に示す。表1により、CSRとしてこれまでとりあげられたさまざまな事例を網羅的に取り扱うこと

が可能である。

1970年、1990年代のCSRは、表1の一部が注目されてきたが、今日のCSRでは、表1全体で議論する必要がある。企業がCSRを全社横断的な組織体制や、新たな専任部署を設置するのも、この表1の内容すべてに対応するための措置とも見ることができる。

表1 CSRの分類

対象	レベル	法的責任	経済的責任	倫理的責任	社会的貢献
消費者・取引先	消費基準法など	良質・安価な財とサービスの提供 公正な競争・取引	Cause related Marketing		
従業員	労働基準法 男女雇用機会均等法など	従業員と家族の生活水準の向上	社会との協調	社員の社会への貢献	
株主・投資家	商法	適切かつ安定的な配当期待	SRI		
地域社会	公害対策基本法 大気汚染防止法など	競争・雇用・調達を通じて地域に寄与する	資源の有効利用 公害・事故を起こさない市民社会を形成する	文化・教育・福祉などの貢献 地域社会の形成に貢献	
国際社会	格差国の間違法律 国際条約	公正な競争を行う 企業活動を通して経済開発	企業本位の行動を慎む 現地慣行に準じる 現地環境を考慮する	新しい国際社会の形成に貢献 現地社会への貢献	

(注) 山中・蟻生(1990)をもとに作成。

3. 欧米および規格化の動き

欧州の場合、NPOや労働組合といったステークホルダーからの要望に応えるべく、CSRの議論が進展しており、消費者、産業界、労働組合、NGO、政府などのステークホルダーとの対話を重視している。このため、CSRに関する枠組み、ルールづくりにおいてもマルチ・ステークホルダーとの対話を経たうえでの合意を目指している。また、CSRに関する新たな法律を制定するのではなく、EUの既存の法律に組み込むことで対応しようとしている。

他方、米国の場合、企業活動からCSRに対する取り組みが模索され、コンプライアンスや企業倫理、コーポレート・ガバナンスがベースになっているのが特徴である。そのため、法律で規制するよりも各企業独自の戦略にもとづき、CSR報告書の作成を強化するなどに主眼を置いている。これにより市場やステークホルダーからの評価を受けるというスタンスをとる。

ISOは、対象となる組織をCorporateに限定

しないSRを統一的に使用することとし、2004年6月、ストックホルムで開かれた国際会議で、第三者認証を目的としないSRのガイドラインを策定することを決定した。米国などの産業界は、当初、自らの活動に制約を課する規格化に反対していた。しかし、発展途上国や、消費者、労働組合などの主張を受けて産業界も支持を表明し、一気に規格化が決定した。この決定をうけ、2005年からはSR規格化のガイドラインの策定が本格的に開始され、早ければ2007年にはSRが国際規格となる予定である。

ISOによる規格化では、1990年代のISO9000や14000において海外の動きが先行し、日本はこれらの結果を後追いするしかなかった。この反省を踏まえ、SRの規格化では、今後のガイドライン策定に対して日本独自の情報発信をすべく、経産省のISO/SR国内対応委員会、経団連による社会的責任経営部会、日本経営倫理学会によるCSR研究部会などの活動を通じたCSR基準や理念の作成、検討が行われているところである。

SR規格化に向けて日本の意見がどこまで取り入れられか、SR規格化のガイドラインがどうなるのか、CSRをめぐる今後の動きにしばらく注目する必要がありそうである。また、CSRへの取り組みでは、単に規格化やSRIの評価を高めることを目的とするのではなく、あくまでステークホルダーから本当に受け入れられているかどうかの視点を忘れずにチェックし、見直していく仕組みづくりを忘れてはならない。

【参考文献】

- [1]水尾順一・田中宏司編(2004)『CSRマネジメント』
生産性出版
- [2]山中芳朗・蟻生俊夫(1990)「企業の社会的責任のあり方」電力中央研究所報告 Y90005

蟻生 俊夫 (ありう としお)
電力中央研究所 社会経済研究所